

お知らせ 掲示板!

★上士幌町役場 ☎01564-2-2111(代表)

※お問い合わせ先に記載の電話番号は、
役場各課の直通番号です。

募 集

訪問看護師(非常勤)

本別地域訪問看護ステーションでは、訪問看護師(非常勤)を若干名募集しています。

◆応募資格

看護師、准看護師または保健師として実務経験が3年以上で、普通自動車運転免許を所持している方。

◆勤務地

本別町勤務時間 9時～17時 1日3～6時間勤務で、勤務時間・曜日等は相談に応じます。

企画展「上士幌の開拓史」

町には多くの郷土資料が収蔵されています。そんな郷土資料や町内にある歴史資料を公開いたします。

開拓史時代の道具から温泉の歴史に

関するもの、林業や鉄道の歴史に関する資料まで幅広く展示いたします。

の機会にぜひ一度ご覧ください。

◆開催期間

12月1日(金)～13日(水)

◆会場

生涯学習センターわっか

◆主催

上士幌町教育委員会

3024)まで 習課生涯学習・社会教育担当(☎2-3024)

クリスマスコンサート

お話し会 「古老に聞く…上士幌の昔語り」

上士幌の基礎を作った林業、農業、温泉の担い手に、当時の様子などをお話ししていただきます。上士幌のルーツに関わるお話を聞くことができます。

◆日時

12月2日(土) 13時30分～15時

◆会場

生涯学習センターわっか

◆主催

上士幌町地域の宝さがしの会

◆入場

申し込み不要、入場料無料

◆会場

生涯学習センターわっか

◆日時

12月16日(土) 10時～11時30分

◆会場

生涯学習センターわっか

◆日時

5395-3476)まで

催 し

企画展「上士幌の開拓史」

◆給与 時給1450円
◆休日 土日・祝日、年末年始
◆応募方法 電話連絡の上、履歴書(写真貼付)をご持参ください。
◆応募締切 平成29年12月29日(金)
◆応募締切 平成29年12月29日(金)
人北海道総合在宅ケア事業団本別地域訪問看護ステーション(☎0156-22-9050)まで

平成29年度 成人式

平成30年 1月7日(日) 受付 13:30
式典 14:00

生涯学習センター 視聴覚ホール

対象 平成9年4月2日から
平成10年4月1日生まれの方

※進学や就職などにより住民票を町外へ移している方でも出席できます。

出席をご希望の方は、12月15日(金)までにお申込みください。

※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2-3024)まで

広報かみしほろ12月号

13

◆ 楽器	◆ 主催
ターコイオリ、チャロ、ギ	十勝三股楽団
ターベース、フルート、ボーカル、ピア	
ノ、オカリナ	
◆ 入場	申し込み不要、入場料無料
※お問い合わせは、十勝三股楽団	
代表・松岡(☎ 090-4235-0612)まで	

◆ 場所	◆ 人権週間特設人権相談所
◆ 相談員	人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、とても幅広い内容となっています。お気軽にご相談ください。
◆ 日時	13時30分～15時30分
◆ 場所	生涯学習センター学習相談室
◆ 相談員	國光義信さん、宗像静香さん、佐々木幸枝さん
◆ 種類	※お問い合わせは、町民課総合窓口戸籍年金担当(☎ 2-4294)まで

◆ 楽器	◆ 主催
ヴァイオリン、チャロ、ギ	十勝三股楽団
ターベース、フルート、ボーカル、ピア	
ノ、オカリナ	
◆ 入場	申し込み不要、入場料無料
※お問い合わせは、十勝三股楽団	
代表・松岡(☎ 090-4235-0612)まで	

◆ 自然館バッカヤードツアー
普段はスタッフしか入ることのできない、収蔵室などのひがし大雪自然館の裏側をご案内します。

◆ 日時 12月17日(日)、1月21日(日)

2月18日(日)、3月18日(日)

各日10時～11時、14時～15時の2回

◆ 参加定員 先着10名

◆ 参加申込不要、参加料無料

※お問い合わせは、ひがし大雪自然館

(☎ 4-2323)まで

～事業主と従業員の皆様へ～

個人住民税(町民税・道民税)の 『特別徴収(給与天引き納付)』の実施をお願いします

道内各市町村と北海道では、給与所得者の利便性の向上を推進するとともに、地方税法に基づく適切な課税と徴収を行うため、個人住民税の特別徴収(給与天引き納付)の実施を事業主の皆さんにお願いしています。なお、特別な事情により特別徴収の実施が困難な場合もありますが、理由なく特別徴収の実施を拒否することはできません。

特別徴収の実施にあたって、徴収・納付方法や手続きの流れなど、ご不明な点がございましたら、ご説明に伺うことも可能ですので、お気軽にご相談ください。

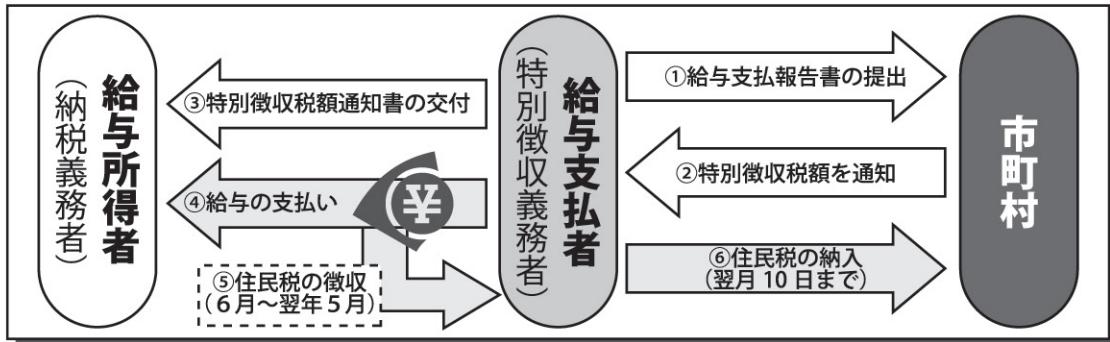
※給与所得者の個人の市町村民税・道民税(一般的に「住民税」と呼ばれます。)は、原則、給与から住民税額を差し引いて、市町村に納入する「特別徴収」の方法が、法律により定められています。(地方税法第321条の4)

【特別徴収とは】

事業主の皆さまが、市町村から送付された「特別徴収税額通知書」により、毎月の給与支払いをする際に従業員の個人住民税を引き去りして、翌月10日までに納入していただく方法です。

個人住民税は、あらかじめ毎月の納入額が決まっているため、所得税のように事業主の皆さまが税額を計算する必要はありません。さらに、従業員の皆さまにとっても、1回あたりの納税額が少くなり、自分で金融機関等に足を運ぶ手間がなくなります。

【特別徴収の流れ】



※お問い合わせは、町民課賦課担当(☎ 2-4294)まで

スポーツ

第5回 フロアカーリング協会大会

◇ホームページ「国の教育口一ーン」で検索
※お問い合わせは、教育口一ーンコール
センター(☎0570-008656)
ナビダイヤル、または☎03-5321-8656まで

- ◆場所 スポーツセンター
- ◆日時 12月9日(土) 9時~

- ◆対象 フロアカーリング協会会員、
町内に在住する小学生以上男女(ただし
し協会加入者)

- ※協会費未納の方は、1000円を大
会当日の受付で納入願います。

- ◆申込期限 12月1日(金)

- ※お申込みやお問い合わせは、フロア
カーリング協会事務局・堂畠(☎2-4
062)まで

お知らせ・啓発

国の教育口一ーン

- お子さまの教育資金を「国の教育口一ーン」(日本政策金融公庫)がサポート

- 「国の教育口一ーン」は、高校・短大・大学・専修学校・各種学校や外国の高校・大学等に入学・在学するお子さまがいるご家庭を対象とした公的な融資制度です。

- ◆融資額 お子さま一人につき

350万円以内

- ◆金利 年1.81% ※母子家庭の方
などは1.41%(平成29年10月1日現在)

- ◆返済期間 15年以内 ※母子家庭の
方などは18年以内

男女平等参画 苦情処理委員制度

北海道男女平等参画推進条例第19条
に基づき設置された苦情処理委員が、
道民の皆さんからの男女平等参画に関
する苦情等の申出を、公平・中立な立場
に立って、適切・迅速に処理します。

- ◆苦情処理委員の処理とは?

- ◆申出をされた方に、助言をします。

- ◆北海道の施策についての苦情のとき
は、調査の上、関係する北海道の機
関に対し意見を述べます。

- ◆苦情処理委員に申し出ることができます。

- ◆男女平等参画に関する道の施策につ
いての苦情

- ◆男女平等参画を阻害すると認められ
るもの(セクシズム・ハラスメント、女性への暴力、その他性別を理
由とするあらゆる差別的な取り扱
いなど、性別による権利の侵害が該
当します。)

- ◆申出の方法は?

- ①郵送またはファクシミリによる方法
書面に、次の事項を記載して、郵送ま
たはファクシミリで送付してください。

- ・住所、氏名、電話番号

- ・申出の内容およびその理由

年末年始の パスポート申請受付・交付

年内は12月28日(火)まで／年明けは1月9日(火)から

12月29日から1月5日の期間は、北海道パスポートセンターが閉庁するため、役場が開庁している日でもパスポートの申請・交付の取り扱いができません。

申請から交付までの所要日数は、「取扱日のみを数えて14日前後」です。年末年始にパスポートの交付を希望される方は、ご注意ください。

【パスポートの申請受付・交付】



- ◆受付時間 9時~16時(交付は17時まで)
- ◆申請・交付場所、お問い合わせ先

役場町民課総合窓口・戸籍年金担当

本町に住民登録している方は、原則として北海道の窓口は利用できません。

取り扱いについて、ご不便をお掛けいたします
が、慎重に審査を行います。お時間に余裕を持って
お手続きをされますようお願いいたします。

ご家族、グループ・団体等で申請をされる際に
は、事前にご連絡をいただけますと、よりスムーズ
な申請のご案内ができます。

※お問い合わせは、町民課戸籍年金担当(☎2-4294)まで

凍結注意

《凍結した場合の連絡先》

- ▶佐藤設備工業 ☎2-2273
- ▶塚田設備工業 ☎2-3031
- ▶熊谷設備工業 ☎2-4232

【上水道】

家を空けるときは、必ず不凍栓で水を落としてください。特にボイラーは凍結しやすいので、凍結防止のため必ずお湯を抜きましょう。

【下水道】

長期間、留守にする際は、水洗トイレの凍結に注意してください。ご不明な点は、排水設備設置業者にご相談ください。

※お問い合わせは、建設課上水道担当・
下水道担当(☎2-4297)まで

・その他参考事項(他の制度への手続の有無(申出事項について行政不服審査・訴訟などを行っているか)など)

《送付先》

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部くらし安全局道民

生活課(男女平等参画グループ)内 男女

平等参画苦情処理委員会

FAX:011-232-4820

②持参による方法

記載した書面を「申出窓口」に持参していただくこともできます。

③インターネットによる方法

次のアドレスからホームページページ内の入力フォームに入力してください。なお匿名の相談や電話など(書面によりない)の申出は、受け付けていません。また、申出書様式は、次の「申出窓口」にも備え付けていますが、申出に必要な事項が記載されていれば、申出書様式と異なる様式でも受け付けます。

◆申出窓口は?

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課男女平等参画グループ(☎011-204-5217)、または、最寄りの総合振興局・振興局の保健環境部環境生活課

【詳細は北海道のホームページ】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kks/dms/djb/johomepage/moushideseido.htm>

申出書の様式・記載例も入手できます。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2-4296)まで

ヘルプマーク・ヘルプカードを配付します

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからぬ方が、着用することで周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることです。

ヘルプカードとは、障がいのある人などが持ち歩き、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたいときなどに提示することで、手助けを求めるものです。

◆配布対象者

◆ヘルプマーク:外見から配慮や援助が必要とわかりにくい方(配布を希望する方には、受付時に氏名やヘルプマークが必要な理由を記載していただく必要があります)

◆ヘルプカード:障がいなどがあり、周囲から手助けが必要な方

◆配布場所 保健福祉課福祉担当
※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当

当(☎2-4296)まで



♥ 北海道後期高齢者医療広域連合 ♥

第3次広域計画(原案)と保健事業実施計画(第2期)(原案)

へのご意見募集

北海道後期高齢者医療広域連合は、道内179市町村との連携のもと、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。

この度、広域連合では、広域連合と市町村が連携しながら処理する事務について定めた「第2次広域計画」および被保険者の健康の保持増進事業のための「保健事業実施計画」が平成29年度末で終了することから、平成30年度からの新たな計画を策定します。

この計画の策定にあたり、次のとおり広く住民の皆さまからご意見を募集します。

- ◆募集案件
 - ・北海道後期高齢者医療広域連合第3次広域計画(原案)
 - ・北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画(第2期)(原案)
- ◆募集期間 11月29日(水)～12月28日(木) 必着
- ◆計画書と募集要領の閲覧方法 ※意見募集の開始日から
 - ・北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ
(<http://iryokouiki-hokkaido.jp/hotnews/detail/00000225.html>)
 - ・役場保健福祉課窓口

※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(☎2-4295)まで

固定資産税のお知らせ

固定資産税は毎年1月1日現在の状況により課税されます。家屋に異動があった(売買や取り壊しなど、何らかの事情によって家屋の状況が変化した)場合、役場に届出が必要になることがあります。

届出が必要になるかどうかは、対象の家屋が「登記されているかどうか」によって異なりますので、まずはその家屋の登記の有無をご確認ください。

◆登記されている家屋に異動がある場合法務局で、対象の家屋の異動についての登記申請をすることになります。

登記内容については、法務局から役場に通知されますので、役場に直接届出をする必要はありません。

登記の手続きについては法務局(☎0155-24-5837)にお問い合わせください。

◆登記されていない家屋に異動がある場合未登記家屋については、役場に届出をしていただく必要があります。

A 家屋の所有者が変更になった場合相続、売買、贈与などで家屋の所有者が変更になった場合は、「家屋所有者変更届」に必要事項を記入し、役場に届出をしていただることになります。

B 家屋を取り壊した場合家屋を取り壊した後に「建物取壊し届」および、解体業者が発行する「家屋取壊証明書」等の取り壊しが証明できる書類等を併せて届出していただく必要があります。

※登記の有無に関わらず、家屋の取り壊し後の土地の利用方法により、その土地の固定資産税にも影響がある場合があります。

1月1日時点の所有者に対して課税されるため、年の途中で所有者変更や取り壊しがあった場合でも、その年度の固定資産税は変更されることはあります。が、届出がないと次年度から適正な課税ができなくなってしまいますので、年内の届出をお願いいたします。

※お問い合わせは、町民課固定資産税担当(☎22-4294)まで

高齢者を狙う詐欺にご注意を!

詐欺の手口は年々巧妙化しており『おれおれ詐欺』などの振込詐欺の手口から、高齢者を慌てさせて現金を郵送させるタイプの詐欺に変わっています。

具体的には、証券会社を装った男から「証券を買いたいので名義を貸してほしい」と電話の後、弁護士役の男から「名義貸しは違法です。お金を用意しなければ、あなたの財産を差し押さえたり、家族に迷惑がかかるなどと言葉巧みに現金を郵送させ、現金をだましとするという手口の劇場型勧誘詐欺が発生しています。

複数の登場人物が現れ、まるで演劇のようにそれぞれの役を演じて高齢者をだまし、現金を郵送させる



かみしほろ 生涯活躍のまち の取り組み

■ 介護職員初任者研修を始めました

株式会社生涯活躍のまちかみしほろでは、10月21日から「介護職員初任者研修」を実施しています。

団塊の世代と言われる人たちが75歳を迎える2025年には、我が国全体で38万人の介護職が不足すると予測される中で、上士幌町では既に介護職不足が大きな問題となっています。上士幌町における介護専門職の養成、また、専門職に限らず介護知識・技術をより多くの方にもっていただきたいため、この研修を企画いたしました。

今回の研修参加者は5名です。受講動機は、ボランティア活動や在宅における身内のお世話を役立てたいなど、さまざまです。町内で働く環境を整え、介護職を潤沢に育成し、町内の介護職不足を解消できるよう継続して実施しますので、次回開催(平成30年度)には現役高校生をはじめ、多くの方の受講をお待ちしています。



職員募集のお知らせ

現在、当社では、事務パートタイマーを募集しております。経理事務を中心に管理全般を担っていただける方の応募をお願いします。

詳細は、下記までお問い合わせください。



※お問い合わせは、生涯活躍のまち かみしほろ(☎7-7630)まで

詐欺的な手口です。

電話やパンフレットによる投資話や儲け話はとても危険ですので、不審な電話や訪問があった場合は、必ず家族に相談したり、詐欺を疑つてください。
※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

明治の歩みをつなぐ、つたえる
明治150年



平成30年(2018年)
(1868年)から起算して満150年に当たります。

政府では、内閣官房副長官を議長とする「明治150年」関連施策各府省連絡会議を設け、①明治以降の歩みを次世代に遺す施策、②明治の精神に学び、さらに飛躍する国へ向けた施策、③明治150年に向けた機運を高めていく施策の3つを柱として、政府一体となって「明治150年」関連施策を推進しているところです。国だけでなく、地方公共団体や民間も含めて、日本各地で「明治150年」に関連する多様な取り組みが推進されるよう、ロゴマークの使用促進や広報などを通じて「明治150年」に向けた機運の醸成を図っています。

詳しくは次のホームページをご覧ください。
<http://www.kanteigo.jp/p/shigi/meiji150/portal/>

※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2-4290)まで

子育て支援センター通信



■子育て支援センター
☎2-4152

なかよし広場

☆身体測定日



『なかよし広場(金曜日)』では、毎月1回、身長・体重の測定を行っています。この日に限らず測定は可能ですので、お気軽にスタッフへ声をおかけください。

◆12月は15日金を予定しています。



☆お誕生会

また、同広場では毎月1回、お誕生月のお子さんへ、ささやかな“お祝い会”を行っています。

お誕生日カードも用意しています♪

◆12月は22日金を予定しています。

※日程は、広報「まちなかカレンダー」や子育て支援センター通信「つくしんぼ」でご確認ください。



●お申し込みやお問い合わせは、
子育て支援センター(☎2-4152)まで

観客も出演者も!
みんなで楽しむライブイベント



ミュージックサイト
Music Site

vol.16

▶日時 12月10日日 14:30開場/15:00開演
▶会場 山村開発センター 集会室

【入場料】500円(高校生以下無料)
チケットは花房電器、または当日券販売

※お問い合わせは、ミュージックサイト実行委員・杉山(☎090-6210-3341)まで



なかよし
ぬかびら
源泉郷

なかよし
ぬかびら源泉郷スキー場
12月23日日(祝) オープン!

お得な前売券発売中!
大人1日リフト券5枚(15,000円相当)

◆12月22日金まで 8,000円

販売先:糠平館観光ホテル、
上士幌町役場商工観光課窓口

※第2・第3高速リフトは運休していますので、ご了承ください。

※お問い合わせは、上士幌町観光協会(☎4-2224)まで

年末・年始、しっかりと防犯対策に心がけましょう

△防犯診断の結果から

今年9月、ふれあいプラザ駐車場において車上荒らしが発生しました。駐車中の自動車の窓ガラスを破壊して車内のバッグが盗まれるという事件でした。

10月11日に、上士幌町防犯協会、上士幌町交通安全協会、上士幌駐在所、糠平駐在所の4者共同で防犯診断を実施しました。この防犯診断は、町内的主要な駐車場や駐輪場に停車している自動車・自転車を対象とした目視による調査で、ドライバーさんの防犯意識を確認するものです。

調査の結果、ドライバーさんは概ね

【自動車の調査結果】 調査台数:142台

チェック項目	台数	割合
1.貴重品類が見えている	10台	7.0%
2.ドアロックがされていない	9台	6.3%
3.カギを付けて離れている	2台	1.4%
4.エンジンがかかっている	1台	0.7%
5.窓が空いている	0台	0.0%
6.路上駐車	0台	0.0%

【自転車の調査結果】 調査台数:14台

チェック項目	台数	割合
1.カギをかけていない	5台	5.7%
2.夜間の電気設備なし	1台	7.1%
3.防犯登録されていない	0台	0.0%

防犯対策を講じていたようですが、自動車では「貴重品が車内に見えるところにある」「ドアロックをしていない」「カギを付けたまま離れている」、自転車では「カギをかけていない」などの事例が見受けられました。

泥棒は、自動車の中を確認してから犯罪に及びます。特に都心部では車両の盗難が相次いでいます。「コンビニ等を利用する際、カギを付けたまま、エンジンをかけたまま車から離れることのないよう、ご用心ください。

年末・年始、犯罪が多発する時期です。泥棒にスキを見せないようご注意ください。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

■拉致容疑事案をはじめとする北朝鮮

当局による人権侵害問題への関心を高めましょう

毎年12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

我が国の緊急の国民的課題である拉致問題の解決を始め、北朝鮮当局による人権問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされている中、この問題について関心と意識を深めていくことが大切です。

※お問い合わせは、釧路方面帯広警察署警備課(☎0155-25-0110)まで

飲酒運転を根絶しましょう

飲酒運転は、重大事故に直結する悪質・危険な犯罪行為です。飲酒運転によって、ドライバー本人や同乗者、お酒や自動車の提供者が厳しく罰せられるだけではなく、その後の人生を大きく狂わせる結果となります。

町民の皆さん一人ひとりが、「飲酒運転をしない、させない」ことを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転に対する処分・罰則

◆罰則		◆行政処分	
対象者	運転者	対象者	運転者
酒気帯び運転	35点 ※免許取消し	酒酔い運転	13～25点 ※免許停止(90日)～免許取消し
3年	2年	飲酒運転により死亡事故を起こした場合	
さうに、ひき逃げをした場合	10年	酒気帯び運転	7年
●車両の同乗者	●運転者	●車両の提供者	●車両の提供者
又は50万円以下の罰金	5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	2年以下の懲役 又は30万円以下の罰金



- ❖ 飲酒運転をなくすための3つのルール
- ❖ お酒を飲んだら運転しない
- ❖ 運転する人にはお酒を飲ませない
- ❖ お酒を飲んだ人には運転させない

国民年金 インフォメーション

町民課戸籍年金担当(☎2-4294)



国民年金保険料の 免除期間・納付猶予期間 がある方へ

国民年金保険料の「免除(全額免除・一部免除・法定免除)」「納付猶予」「学生納付特例」の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納められた方と比べ、65歳から受け取られる方が多い「老齢基礎年金」の受取額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を少しでも増額するために、免除等期間の保険料については、10年以内であれば古い月の分から遡って納める「追納」を行うことができます。

なお、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

また、次の点にご注意の上、追納のお申し込みをご希望の方やご相談については、帯広年金事務所(☎0155-25-8113 音声案内2番)までお願いします。

- ◆ 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ◆ 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。



♣ 温度差にご注意!

暖房を使用したときに、屋外と屋内の温度差によって結露が発生します。結露によって湿度が上昇すると、家具裏などのコンセントプラグに溜まったホコリが湿気を吸い込みます。ホコリは左右のプラグを通電して、ショートを起こします。これを「トラッキング現象」と言います。

トラッキング現象により、ホコリに着火して火事の原因となることがあります。冬は空気が乾きやすく、窓を開けない家の中は、結露により湿気が溜まります。除湿器の活用や換気をするなどの結露対策をして、トラッキング現象を起こさないようにしましょう。

また、結露を放置するとカビが発生します。カビは喘息の主な原因となり悪化を招きます。さらに、ダニはカビを餌としているため、カビが増えるとダニが増えるという悪循環が起こります。

結露対策を心掛け、安全で健康な冬を過ごしましょう。

火の用心

【平成29年出場状況】 10月31日現在の出場件数

- ◆火災出動 8件(うち10月 0件)
- ◆救急出場 193件(うち10月20件)

※お問い合わせは、上士幌消防署予防第1係(☎2-2519)まで

やっています! 避難訓練



10月に避難訓練を実施した施設は次のとおりです。(消防把握分)

- JPハイテック • 有沢呉服店 • 山湖荘
- スポーツセンター • 萩ヶ岡保育所
- 上士幌高校 • ゲートボール場
- スナック話 • しんむら牧場

※防火管理者が選任されている施設は避難訓練が必要です! 実施する際は消防署にお知らせください。

